

2014年8月21日

厚労大臣 田村憲久様

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池 進

要請書

拝啓

当組合は、建設業及び運輸業ではたらく労働者の労働組合です。
この産業ではたらく女性の母性保護と労働権を守るため、下記の通り要請しますので速やかに措置して下さるようお願いいたします。

記

<要請事項>

1. 労働基準法第68条にもとづく生理休暇は、年次有給休暇とは別に、有給で付与することを義務付けるように法改正してください。

<理由>

大企業や官公庁においては、今日、生理休暇は有給で付与する職場が大半です。しかし、中小企業においては、生理休暇そのものが取得しにくい、また、かりに取得できたとしても無給という職場がほとんどです。月額賃金が保障されておらず、日額または時給ではたらく非正規雇用労働者の場合はとくにそうです。

私たちの労働組合が活動する建設現場やトラック労働の職場では、そもそも女性労働者の割合が少ないので、そもそも生理休暇の法制度自体について事業者や男性労働者の理解がないという現実もあります。

こうした事情をふまえて、生理休暇を取得しやすい職場環境をつくる必要があります。そのカギは有給での付与を法的に義務付けることにあると考えます。昨今、建設現場における女性労働者の活用が強調され、女性運転手もふえる状況にあります。政府の「女性の力の活用」「女性が輝く日本」を実現する観点で、早期に法改正に踏み切ってください。

敬具